

議案第93号

備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例(平成17年備前市条例第224号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第93号参考資料
備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第3条第1号に該当しなくなったとき。</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第3条第1号に該当しなくなったとき。</p>